

## 令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、通勤・通学や生活の移手段として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす地域公共交通サービスを維持するため、乗合バス事業者及びタクシー事業者に対して、予算の範囲内において令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定の事業者を除く。）を営む者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 交付金の交付対象は、次に掲げる要件を満たす乗合バス事業者及びタクシー事業者とする。

- (1) 市内に営業所を有し、市内を営業区域としている事業者
- (2) 令和5年7月1日（基準日）時点において廃止又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する事業者

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じて、市内の営業所で所有する事業用車両の数に当該各号に掲げる額を乗じて得た額とする。

- (1) 乗合バス事業者 34,000円
- (2) タクシー事業者 21,000円

(交付申請)

第5条 交付金の交付を申請しようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 営業所の所在地を確認できる書類
- (2) 乗合バス事業者の場合、市内を運行する路線を有することを確認できる書類
- (3) タクシー事業者の場合、市内を営業区域としていることが確認できる書類
- (4) 事業者が法人の場合、基準日時点における営業所ごとの在籍（事業用自動車）車両

が確認できる書類

- (5) 事業者が法人の場合、役員氏名一覧表
  - (6) 事業者が個人の場合、基準日時点における申請車両に係る自動車検査証（写し）
  - (7) 事業者が個人の場合、本人確認書類（運転免許証）の写し
  - (8) 事業者が個人の場合、認可番号が確認できる書類
  - (9) 金融機関名・口座番号・口座名義人など本人口座とわかる通帳やキャッシュカードの写し
- （交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の適否を決定し、令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）を当該交付申請者へ速やかに通知するものとする。

（申請の取下等）

第7条 交付申請者は、前条の通知を受領した場合において、当該決定若しくはこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとする場合は、速やかに市長に令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金交付申請取下書（第3号様式）（以下「申請取下書」という。）を届け出なければならない。

- 2 第5条の規定による申請に不備があり、又は必要な書類が提出されなかった場合で、交付申請者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかった場合は、交付申請が辞退されたものとみなす。
- 3 前条の通知の交付を行った後に、申請の不備による交付金の振込不能等があり、このことについて、確認又は連絡に努めたにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが交付申請者の責めに帰すべき事由によるときは、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。
- 4 第1項及び前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

（交付決定の取消し及び交付金の返還）

第8条 市長は、次のいずれかの事情が生じたときは、第6条の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付金の交付要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 交付の必要性がなくなったとき。
  - (3) 前条の申請取下書が提出されたとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
  - (5) この要領の規定に違反したとき。
  - (6) その他市長が不相当と認める事情が生じたとき。
- 2 前項の交付決定の取消しは、書面により行うものとする。
  - 3 前項の通知を受けた者は、交付を受けた交付金を速やかに市長に返還しなければならない。

ない。

(書類の整備)

第9条 交付金の交付決定を受けた者は、交付事業に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の書類は、交付事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月3日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了した補助事業に係る事案の適用については、この要領は、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金交付申請書

令和 年 月 日

三浦市長

申請者 住所  
法人等名  
代表者氏名  
連絡先

1 事業の名称	令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業		
2 交付対象車両数	台		
3 交付金の額	円		
4 振込先口座情報	金融機関名	銀行・信用金庫	
		支店	
	預金種目	普通・当座	口座番号
	口座名義人 (カタカナ)		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 営業所の所在地を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 乗合バス事業者の場合、市内を運行する路線を有することを確認できる書類 <input type="checkbox"/> タクシー事業者の場合、市内を営業区域としていることが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 事業者が法人の場合、基準日時点における営業所ごとの在籍（事業用自動車）車両が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 事業者が法人の場合、役員氏名一覧表 <input type="checkbox"/> 事業者が個人の場合、基準日時点における申請車両に係る自動車検査証（写し） <input type="checkbox"/> 事業者が個人の場合、本人確認書類（運転免許証）の写し <input type="checkbox"/> 事業者が個人の場合、認可番号が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 金融機関名・口座番号・口座名義人など本人口座とわかる通帳やキャッシュカードの写し		
備考	三浦市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。また、このことについて、神奈川県警察に照会が行われることに同意します。		



第3号様式（第7条関係）

令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金交付申請取下書

令和 年 月 日

三浦市長

申請者 住所

法人等名

代表者氏名

連絡先

令和5年度三浦市バス・タクシー事業者燃料価格高騰支援事業交付金交付申請について、下記のとおり申請を取り下げます。

理由

---

---

---

---

---